

昭和三十六年十月十日提出
質問 第三号

電報「不配達」の件に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十六年十月十日

提出者 小松 幹

衆議院議長 清瀬一郎 殿

電報「不配達」の件に関する質問主意書

電報「不配達」の件について真相調査

日 時 「昭和三十六年七月二十日午後五時五十分」

電報発信人 「大分県宇佐郡四日市町財津ヤス」

電 文 「キチ死ス二一日火葬スグ帰レ返待ツヤス」

電報受取人 「埼玉県大宮市植竹町二ノ八十五番地今成政利」

経過 当電報は、七月二十日、大分県四日市電報電話局で受付け、前記時刻発信したが、大宮市の当人には届かず、その電文が「母死す」の重要事項であつたため受信人である今成政利の

精神的、社会的被害は大きく、その損害もまた相当おきてきた。

よつて本人は、この事態を後日知り、真相調査したが、電報不配の真の原因はつかめず、終止符を打たれようとしている。

よつて次の項目につき、政府の見解を伺いたい。

- 1 電報不配の真因を詳細に報告されたい。
 - 2 電報局のその後の処置はどうか。
 - 3 本人の社会的、精神的、物質的被害に対し、いかなる処置をとられるか。
- 右質問する。